昆税理士法人 Network

税理士法人ニュース「第十号」です

新しいHPぜひご覧ください！

〒020-0824
盛岡市東安庭１丁目２番１８号
昆　税理士法人
TEL　019-653-3030
FAX　019-653-3031
発行日　令和５年６月２７日

・・・「特例承継計画」の提出期限（来年３月31日）が迫っています。・・・

当法人は事業承継支援を業務の柱の一つに据えるために、昨年、新たに事業承継部を設置しました。

そこで、今回は法人の事業承継に対する国の支援策である法人版事業承継税制の特例制度（以下「特例事業承継税制」）についてご説明します。

事業承継とは事業を現世代から次世代へ引き継ぐことであり、具体的には代表権と自社株式（以下「株式」）の引継ぎを意味します。

また、特例事業承継税制とは株式の贈与があった際に大きな負担となる贈与税・相続税について、一定の要件を満たした場合に100%の納税猶予を受けられる制度であり、県に「特例承継計画」を提出する必要があります。

～「特例承継計画」の提出期限は来年（令和６年）の３月31日です～

「特例承継計画」提出後、令和９年12月31日までに、経営者様が後継者様に代表権を引き継ぎ、かつ、後継者様に株式を贈与することで納税猶予を受けることができます。

なお、「特例承継計画」を提出することにデメリットはありません。

つまり、後継者様への代表権の引継ぎ・株式の贈与が行われなかったとしても罰則を受けることはありません。

ここ数年内の事業承継をお考えの経営者様のみならず、しばらくは現役で頑張るつもりの経営者様、あるいはどうしたら良いものかと迷っている経営者様、まずは「特例承継計画」の提出を検討してみませんか？

その際は是非とも事業承継部にお声がけください。まずは直接お話をする機会をいただきたいと考えています。

※個人事業主様（不動産貸付業等を除きます）には個人版事業承継税制が設けられています。個人版は事業用資産にかかる納税猶予の制度となっています。こちらも「特例承継計画」の提出期限は令和６年３月31日です。

事業承継部：高橋、松田、高口、藤原　　（高橋）

・・・いよいよ義務化、電子帳簿保存法・・・

電子取引の電子データでの保存義務化について、令和４年１月の改正と同時に全ての企業に適用される予定でしたが、やむを得ない事情がある場合のみ義務化が延長され、２年間の猶予期間中です。

いよいよ令和６年１月から電子帳簿保存法が義務化となります。

電子帳簿保存法の詳細につきましては、令和４年６月25日の税理士法人ニュース「第八号」の２項に記載しておりましたので参照していただければと思います。

今回は令和５年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要をお伝えします。

≪令和５年度税制改正による主な改正事項≫

●電子取引データ保存に関する主な改正事項

・検索機能の全てを不要とする措置の対象者の見直し

税務調査等の際に電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合に、検索機能の全てが不要となる対象者の範囲が次のとおり広げられました。

（1）　売上高が5,000万円以下の事業者

（2）　データを出力した書面の提示・提出の求めに応じることができるようにしている事業者

●電子帳簿等保存に関する主な改正事項

・優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置

一定の要件を満たす「優良電子帳簿」については、申告漏れが生じた場合、所得税・法人税に係る過少申告加算税が5%に軽減されます。　　（次藤）

・・・インボイス制度に関する改正について・・・

Ⅰ　インボイス導入免税事業者向け税負担軽減措置

免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者に一定の緩和措置が設けられます。

改正のポイント

1. 免税事業者がインボイス発行事業者になった場合には、納税額を売上税額の２割とすることができる措置が設けられます。
2. 簡易課税制度は原則、適用を受ける旨の届出書の提出日の属する課税期間の翌課税期間でないと適用できません。ただし、上記（1）の納税額を売上税額の２割とする措置を適用したインボイス発行事業者が、その届出書を提出した場合、提出日の属する課税期間から簡易課税制度の適用が認められます。

{対象期間}　令和５年10月１日から令和８年９月30日までの日の属する課税期間

Ⅱ　中小企業者向けインボイス事務負担軽減措置

インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、インボイス制度導入後も一定の中小事業者は１万円未満の課税仕入れについて帳簿のみの保存で税額控除が受けられる経過措置が６年間講じられます。

改正のポイント

仕入税額控除は原則、帳簿と請求書等（インボイス）の両方を保存しないと、仕入税額控除を適用することはできません。

今回の改正では、次のいずれかの要件を満たす事業者は、令和５年10月１日から６年間、国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が税込 １ 万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

① 基準期間における課税売上高が１億円以下
② 特定期間における課税売上高が5,000万円以下

{対象期間}　令和５年10月１日から令和11年９月30日までの間に国内において行う課税仕入

Ⅲ　少額な返還インボイスの交付義務の免除

事業者の実務に配慮して事務負担を軽減する観点から、１万円未満の値引き等について、返還インボイスの交付を不要とします。

改正のポイント

インボイス制度導入後に値引き等が行われた場合、売り手と買い手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票などの書類（返還インボイス）の交付義務が課されます。

今回の改正では、事業者の事務負担を軽減する観点から、税込価額が １ 万円未満である値引き等については、返還インボイスの交付義務が免除されることになります。

{対象期間}　適用期限はありません（インボイス制度開始時より適用されます）

Ⅳインボイス発行事業者登録制度の柔軟化

インボイス発行事業者の登録に関して申請手続きが柔軟化されます。

改正のポイント

1. 令和５年４月以降の登録申請であっても、令和５年９月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和５年10月１日から登録を受けることが可能です。
2. 免税事業者が令和５年10月２日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。（千葉）

【ちょっとブレイク】チャットＧＰＴ使ったことありますか？

世間を賑わしている「チャットＧＰＴ」、高度なＡＩ技術によって、人間のように自然な会話ができるＡＩチャットサービスです。反響もあって、昨年11月リリース開始後、わずか２カ月でユーザー数が１億人突破しております。私も時代に乗り遅れまいと可能な限り、毎日会話しています。ＧＰＴができることは、質問による回答の他、原稿の執筆や議事録の作成、文章の校正や要約、かんたんなプログラミングも作成等もできます。試しに**「岩手県盛岡市のＰＲを150字以内でＰＲしてください」**と質問、回答は「岩手県盛岡市は日本の心に息づくまち。 歴史ある盛岡城や中尊寺、豊かな自然の中で四季折々の美しさを感じることができます。また、冷麺やじゃじゃ麺、わんこそばなど、絶品伝統と革新が融合した盛岡の魅力を堪能し、心温まる人々との出会いにも期待が広がります。盛岡市での旅は、心に残る思い出と感動を約束します」（原文のまま）でした。中尊寺は盛岡市？とツッコみたくなる回答ですが、質問力次第では抜群な回答も期待できます。是非一度使ってみて、ＧＰＴの実力を感じ取ってください。

・・・社会福祉法人の事業譲渡における意義と課題・・・

社会福祉法人は福祉サービスを提供する組織として、地域社会の福祉向上に大きな貢献をしています。しかしながら今後、経営上の判断により事業譲渡や譲受を検討する必要性が生じることも考えられますので、改めて事業譲渡の意義や課題について目を向けて頂きたいと思います。

事業譲渡の意義

事業継続の確保：他の法人等に事業を引き継ぐことで事業の継続が図られます。
これにより、利用者の方々や関係者に対するサービスの安定性が確保されます。

専門性や効率性の向上：事業を引き継ぐ相手先と専門知識や経験を共有し、品質や効率を向上させることで、より良いサービスを提供することが期待できます。

事業譲渡の課題

人材や資産の承継：事業譲渡には、資産や債務、雇用・利用者契約などの承継があります。人材の適切な配置やスキルの継承、施設や設備の適切な管理など、承継に関する課題が存在します。これらの要素を正しく管理しながら、事業の持続性を確保する必要があります。

法的・経済的な手続きと調整：法的な手続きや契約の締結、交渉面での調整等が必要です。法的な規定や合意事項を遵守しながら譲渡手続きを行うことが求められます。
また、事業の運営に関わる経済的な調整やリスク管理も重要な課題です。

これらの意義と課題を十分に踏まえながら事業譲渡が行われることで、より良い福祉サービスの提供と地域社会の福祉向上が期待されます。また、事業譲渡には専門的な知識が必要となり、当事務所ではこの様なご相談内容にも対応いたしますので、お気軽に各担当者までご相談ください。（吉田）

・・・資産税について・・・

相続時精算課税制度と暦年課税制度が改正されました（適用は令和６年１月１日以後の贈与より）。

相続時精算課税においても暦年課税と同じく 110 万円の基礎控除が創設され、基礎控除額以下ならば贈与税の申告は不要とされました。一方、暦年課税制度は相続財産への加算必要な年数が３年から７年に延長され、この改正により令和６年以後は相続時精算課税制度を選択するケースがこれまでより多くなることが想定されています。

財務省HP より転載

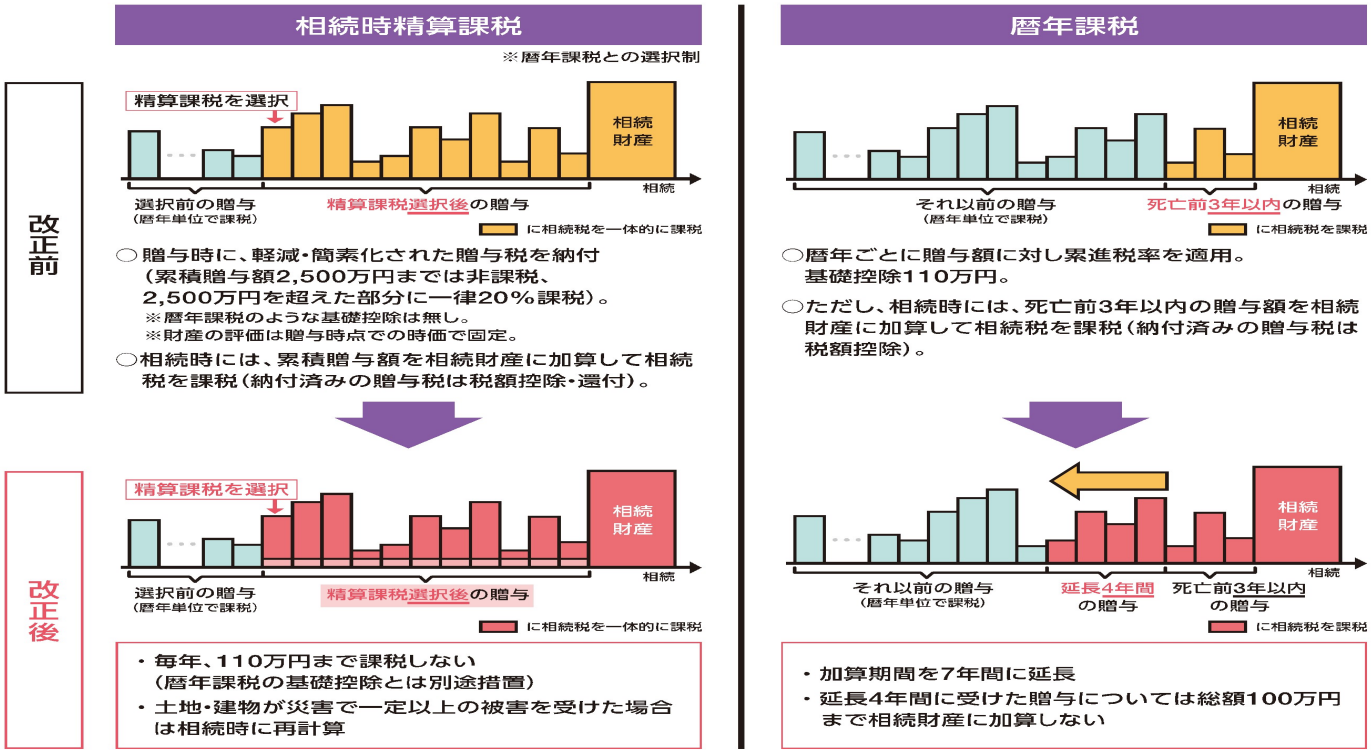

（照井）

～丹代一志のおすすめ本～

三流シェフ　三國清三　著

著者と私は同郷（北海道出身）で、つい親しみを感じるところですが、私は函館市、著者は増毛町出身で、距離にすると 360 ㎞離れており、盛岡市から福島県白河市くらいまでの距離感です。内地の方にすれば「親しみなんか、ないんでないかい」と思われるかも知れませんが、北海道民同士は親しみを感じるのです！北海道はでっかい道だから（意味不明）。

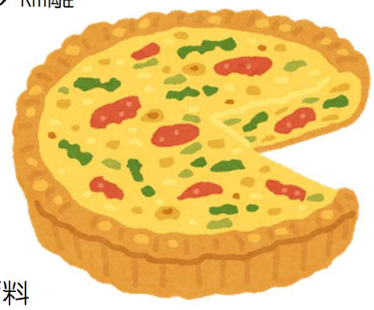

●さて、前置きは以上とし、皆さんに説明するまでもありませんが、著者はフレンチシェフで料理界のカリスマです。東京・四谷で「ｵﾃﾙ･ﾄﾞｩ･ﾐｸﾆ」を開店。世界各地でﾐｸﾆ･ﾌｪｽﾃｨﾊﾞﾙを開催し、国際的に活躍されています。TV で見たことがあるかも知れません。本書は、貧しさのどん底から料理人を目指す北海道の寒村の漁師の息子が鍋磨きの裏方仕事を手始めに世界のテッペンにのしあがっていくドラマチックな人生を描いており自伝に必要なすべての要素を満たしています。ただ、本書を単に有名シェフの自伝とくくるのはあまりに惜しいと思います。職人を自負する人々の、その業界で超一流になるためのエッセンスが満載で、優れた指南書として読むこともできます。●私が本書で最も共感したのは、帯にある「雑用こそ人生の突破口だ」という言葉です。できれば雑用はやりたくないものです。それを、当然のように自分から率先して実行、そして、予想以上の結果を出す（美しさを伴う雑用の完了）。誰より苦労しても、その苦労を見ている人はわずかかも知れません。しかし、見てくれる人は必ずいます。その人が導いてくれ、それこそが人生の突破口となると思います。●料理人としての夢をすべて 叶えた著者が、たった一つだけ、手に入れることができていないものがあります。それはミシュランの星・・・・・。意外ですよね。私も知りませんでした。本書の最後の方では無念さが 記されています。著者は去年、37 年続いた看板店を閉じました。シェフとして新たな挑戦に踏み出すためといいます。星を得られなかったことが、著者に大きな意味を持つことなのだと、だからもう一度料理に向き合いたい！料理に挑みたい！とのこと。カッコいいですね。これからの著者に期待ＭＡＸです。

スタッフ紹介～新しく職員が増えました～

佐藤　広明
（さとう　ひろあき）
滝沢市出身
令和５年１月入社
趣味：ソフトボール、
　　スノボ、筋トレ。
　　釣り、キャンプを
　　やりたいです。
ひとこと
　日々学びながら過ごしています。少しでもお力添えできますよう、誠心誠意努めてまいります。

藤原　咲希
（ふじわら　さき）
矢巾町出身
令和５年１月入社
趣味：スポーツ観戦、
　　ドライブ
ひとこと
　少しでも早く皆さんのお役に立てるよう、自分なりに頑張っていきますよろしくお願いします！

あとがき

先日、早池峰山登山をしてきました。宮古市門馬から登るブナやヒバなど原生林を進むコースです（メジャーは小田越コースですが）。天気も良く、山頂は平日にもかかわらず登山者でにぎわっていました（ちなみに、門馬コースで会った人は一人だけでした）。山頂から見る素晴らしい景色と自然の中の静寂の時間、心身ともにリフレッシュできました。

何かと忙しい毎日ですが、たまには自分一人だけの時間も必要ですね。　（宮）